

## 明石市環境レポートについて

明石市環境レポートは、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第 18 条に基づき作成するもので、明石市の環境の取り組みについてまとめたものです。環境基本計画の適正な進行管理を図るため、環境審議会の意見をお聴きし、施策へ反映していきます。

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例 抜粋  
(年次報告書)

第 18 条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、毎年、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等についての報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するものとする。  
2 市長は、年次報告書について審議会の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、当該意見の趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

### (環境基本計画の進行管理)

